

学校において予防すべき感染症の出席停止について

学校保健安全法に基づき、生徒が感染症にかかった場合、学校での蔓延・流行を防ぐため出席停止の措置をとることができます。下記の「学校において予防すべき感染症」と診断された場合は、学校に御連絡いただくとともに、主治医の指示に従い、御家庭でゆっくり休養させてください。

なお、出席停止の措置をとる場合は、「出席停止申請書」の提出が必要です。ただし、定期考査期間にかかる場合は、出席停止を要する旨を記した「罹患証明書」（本校書式）または「診断書」の提出をお願いします。なお、学校発行の用紙であっても無料とは限りません。有料の場合は個人負担となりますので御了承ください。

記

学校において予防すべき感染症	
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体が MERS コロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(感染症法施行規則に規定されたもの)
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(※)

※「その他の感染症」…学校での感染拡大を防ぐため、感染症の種類や地域、学校における感染症の発生・流行の態様を

考慮の上、学校長が学校医等の意見を聞き、出席停止措置が必要か判断するものを指します。

学校書式の「罹患証明書」は、外部機関への提出書類としては使用できません。